

財 第 2 4 9 号
平成27年10月 8日

各 部 (局) 長 殿
教 育 長 殿
警 察 本 部 長 殿
企 業 局 長 殿
病 院 事 業 管 理 者 殿
各 行 政 委 員 会 事 務 局 長 殿

総 务 部 長

平成28年度予算要求について（通知）

我が国の財政状況は、アベノミクスの「三本の矢」の推進により「デフレ脱却・経済再生」と「財政健全化」は、双方ともに前進したものの、平成26年度末の債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれるなど、引き続き厳しい状況にある。

こうしたなか、政府においては、「経済財政運営と改革の基本方針2015」において、公共サービスの無駄の排除、質の向上に取り組みながら、社会保障を含む歳出全般についても聖域なく徹底した見直しに取り組む方針を示し、地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進めることとしている。

一方、本県の財政状況は、社会保障関係費の増加に加え、退職手当費が高止まりとなることなどもあり、引き続き厳しい状況が続くものと見込まれている。このため、「第6次行財政改革大綱」に基づき、歳出改革・歳入確保など財政構造改革を進めるとともに、保有土地等に係る実質的将来負担見込額の縮減や、保有土地の早期処分に、今後も全力で対策を講じていく必要がある。

このように厳しい状況下にあっても、東日本大震災及び平成27年9月関東・東北豪雨からの着実な復旧・復興と、防災対策の強化に取り組むとともに、人口減少社会の到来が予想される中で、本県の発展可能性を活かし、現在新しい県総合計画の策定に取り組んでいるところであり、「人が輝く元気で住みよい いばらきづくり」を目指し、各種施策の推進に努めていく必要がある。

こうした状況を踏まえ、今後、平成28年度の予算編成作業を進めていくこととなるが、財政収支見通しによると、歳入面では、一般財源総額の大幅増が見込めず、県債発行の抑制も必要なため、歳入総額の伸びは期待できること、歳出面では、退職手当の高止まりや、社会保障関係費など義務的経費の増加が見込まれており、これまでと同様の歳出削減、歳入確保対策を行っても、平成28年度から平成31年度の4年間で、550億円もの歳入不足が見込まれている。

このため、各部局においては、本県を取り巻く厳しい現況を十分認識するとともに、新しい県総合計画の目標を踏まえ、改めて全事業について、廃止を含めたゼロベースの視点に立ち、徹底した選択と集中や、費用対効果・効率化について十分に精査・検証のうえ、別紙予算要求書作成要領に定めるもののほか、下記事項に特に留意され、予算要求を行われたい。

記

第1 予算編成方針

平成28年度の予算編成にあたっては、極めて厳しい財政状況が続いていることを十分認識のうえ、以下に掲げる方針を基本として予算編成することとする。

- 1 着実に復旧・復興を成し遂げ、防災体制を強化すること。なお、その際には国庫補助制度や財源措置のある県債など有利な財源を最大限活用すること。
- 2 現在策定中である新しい県総合計画に十分に留意し、本計画に掲げる「人が輝く元気で住みよいいばらき」の実現に向け、本県が取り組むべき施策の推進に努めること。
- 3 持続可能で健全な財政構造の確立のため、全事務事業に聖域を設けず抜本的に見直すなどの歳出改革、様々な手段による歳入確保、スクラップ・アンド・ビルドの徹底による限られた財源の重点配分などの予算編成・予算執行の改革など、第6次行財政改革大綱に掲げる財政健全化に向けた諸方策に一層徹底して取り組むこと。

第2 基本的留意事項

(事業の選択と集中)

- 1 シーリングを各課・各グループごとにそのまま適用するなど硬直的な予算要求とせず、部局長・課室長の主導で、横断的に抜本的な事務事業の見直しを行うこと。
- 2 限られた財源・人員で的確に政策目的を達成するため、既存の予算や組織を所与のものとせず、業務の簡素化、無駄の排除、手順の合理化等に徹底的に取り組むこと
- 3 新規事業については、特に、事業の必要性、緊急性、費用対効果及び他事業も含めた必要人役を十分整理のうえ、目標や実施期間を明確にして要求すること。
- 4 「重要政策等特別枠」の活用にあたっては、部局間の連携を密にし、現在策定中のまち・ひと・しごと創生総合戦略や新しい県総合計画に位置づけられる施策群との整合を図ること。
- 5 既存事業については、「事務事業再構築」の内容を踏まえるとともに、「再構築枠」を活用した新規事業の創出にも結びつくよう、全事業を対象に、いわゆるゼロベースの視点からの見直しを必ず行うなど、スクラップ・アンド・ビルドを徹底すること。
- 6 既存事業を含めた事業全般にわたり、国・県・市町村・民間の役割分担を明確化し、真に県でなければ処理できない事業に限定して要求すること。

(事業の終期・目標設定)

- 7 全事業に明確な目標を設定して、政策評価等を通じて事業効果を確認するとともに、新規事業を含め、原則として期限（概ね3～5年）を設定すること。
- 8 開始後10年以上経過する事業は原則見直しとし、やむを得ず継続する場合は理由を明確にすること。

(国庫補助負担金の精査)

- 9 国庫補助負担事業については、国政の動向や、地方への影響等について情報収集に努めるとともに、国と十分な事前協議を経て、事業の必要性、緊急性及び費用対効果等を検討のうえ事業を選択し県負担を最小化すること。また、超過負担の解消に努め、国費の肩代わりは行わないこと。

(県単補助金の見直し)

- 10 県単補助金については、現時点の社会的、経済的実情を踏まえた上で、目的、効果

等をゼロベースの視点で十分検討し、県民ニーズに適合しなくなってきたもの等については休・廃止の方向を含め徹底して見直すこと。

また、市町村向け補助金については、県と市町村との役割分担や市町村への関与の廃止・縮減の視点から、市町村の自由度を高める方向での整理合理化、意義の薄れたものの廃止、重要な政策課題への重点化を図るとともに、特に、零細補助金については廃止を前提として見直すこと。

なお、新規補助金の創設については、厳に抑制する方針であること。

(出資団体への支援、特別会計・企業会計への繰出金の抑制)

11 第6次行財政改革大綱に掲げる数値目標等を踏まえ、出資団体への支援や特別会計への繰出金等については抑制に努めるほか、県出資団体等調査特別委員会の最終報告、改革工程表及び経営評価結果等における改革の方向に沿った要求とすること。

(年間予算の作成・見積手法の見直し)

12 予算は年間を通じた財政需要の全てを見積もること。年度中途の補正は、編成過程で特に協議したもののが、緊急止むを得ないものに限るので、留意すること。

13 例年、当初予算計上額に対し多額の決算乖離が生じている事業については、要因を分析し、見積手法の見直しなどにより是正に努めること。

(社会資本整備・大規模建設事業等の見直し)

14 社会資本整備については、公共事業等の事前評価結果を踏まえるとともに、事業毎に費用対効果等の評価を行い優先順位を明確にしたうえで要求すること。また、PFI等効率性を高める方策についても検討すること。

15 大規模建設事業については、新規着工を原則凍結としているので留意すること。また、継続事業についても事業費の縮減等について検討すること。

16 債務負担行為については、将来の財政運営に影響するため、中長期的視点に立って検討し、毎年度、抑制・削減に努めること。

(IT活用による業務見直し)

17 IT関連経費については利用実態に即し業務そのものの見直しを行い、後年度負担の軽減につながるよう、業務及びシステムの最適化及び経費節減に努め、一時的な開発経費の増等については、「歳入創出・歳出改革推進特別枠」を積極的に活用すること。

(徹底した財源確保策の検討)

18 新たな税源の発掘、未利用県有財産の売却、手数料・使用料の見直し、活用可能な国庫補助金等外部資金など、あらゆる角度から新たな財源確保策等を検討すること。また、その際は「歳入創出・歳出改革推進特別枠」を活用できることとしていること。

(県議会・その他)

19 県議会において決議、採択された請願、陳情その他の指摘事項及び要望事項については、その内容に十分配慮すること。

20 職員提案「アイディアオリンピック」や政策研究講座の優れた提案については、積極的に施策に反映させるよう努めること。なお、所要額は特別枠で措置すること。

第3 予算要求の規模

「第2 基本的留意事項」を踏まえ、下記により設定した要求限度額(要求枠)の範囲内において要求すること。なお、今後の国の予算編成の推移及び地方財政対策の動向等によっては、予算編成作業の過程で弾力的対応を行わなければならないので留意すること。

1 要求限度額設定方針

- (1) 職員給与費、公債費、扶助費、交付金等の義務的経費及びこれに準じるものや法令に基づく事業については所要額を見積もることとする。
- (2) 公共事業費は、県債残高の抑制、当面の財源不足額への対応及び今後の厳しい財政収支見通し等を踏まえて、国補事業・県単事業とも歳出総額ベースで要求限度額を設定する。
- (3) (1)及び(2)を除くその他の経費は、「事務事業再構築」における見直し結果を踏まえ、一般財源総額において要求限度額を設定する。
- (4) 人口減少対策や国際化施策、女性躍進施策など部局横断的な課題などに重点的かつ適切に対応していくため、「重要政策等特別枠」を要求上別枠で設定する。
- (5) 行財政改革推進の観点から、歳入創出・歳出改革の効果が高いと期待できる事業の要求枠として、「歳入創出・歳出改革推進特別枠」を要求上別枠で設定する。
- (6) アイディアオリンピック及び政策研究講座の研究成果に基づき、施策化の必要性が高いと認められた事業の要求枠として、「アイディアオリンピック・政策研究講座特別枠」を要求上別枠で設定する。
- (7) 施策の選択と集中や新たな課題への対応を促す観点から、事業廃止による節約額に応じ、「事務事業再構築特別枠」を要求上別枠で設定する。
- (8) 本年度予算の執行において、創意工夫により節約が図れる場合には、当該節約額と同額を要求枠に加算する。

各部局は、所管の予算及び各種施策について制度の徹底的な見直し、優先順位の厳しい選択を行い、経費の節減合理化措置を積極的に講じることにより、上記方針のもとに定めた次の基準に基づいて算出される金額の範囲内において要求すること。

なお、要求事業の調整は、ゼロベースで厳しく洗い直していくとともに、先例にとらわれることなく施策の重点化に配慮した予算とする方針で進めていくものであること。

2 要求限度額算定基準

区 分	算 定 基 準 等
標準経費	標準費を除き、別途積算する額
一般行政費等 〔準公債費を除く〕 〔 標 準 費 〕 A 経 費 B 経 費	27年度当初予算一般財源ベースから下記基準により算出した28年度当初向け削減額を控除した額 (28年度当初向け削減額算出基準) ①特に政策判断を要する経費、維持管理経費等 ± 0 % ②法令等の施行経費等 △ 3 % ③その他の政策的経費等 △ 8 % その他の一般行政費(②～③)の平均で △ 5 %
公共事業費	27年度当初予算歳出総額ベースの0.95倍以内 歳出総額ベースで、上記の合計額以内で要求すること

(注) その他別紙「平成28年度当初予算要求枠設定表」の注書きに留意し、同表により要求限度額等を算定すること

なお、要求限度額の枠外で要求を認める経費は次に掲げる経費のみとする。

重 要 政 策 等 特 別 枠	以下の政策課題に部局横断的に取り組むための新規事業などで、重要政策として位置付けられた事業 <シーリング控除後的一般財源額の10%以内の額> (公共事業については、別途財政課と協議) ・防災体制の強化 ・国際化関連施策 ・県北振興関連施策 ・人口減少対策関連施策 ・女性躍進施策 ・その他部局固有の課題への対応
歳入創出・歳出改革 推 進 特 別 枠	行財政改革推進の観点から、歳入創出・歳出改革の効果が高いと期待できる以下のような事業。 (ア)一時的に財政負担が発生するが、後年度の歳入増や歳出(物的・人的)減が見込めることにより、トータルで財政収支の改善に資する事業 (イ)上記のほか、広告料収入を新たに確保する等、歳入創出につながる事業
アイディアオリンピック・ 政策研究講座特別枠	アイディアオリンピック及び政策研究講座の研究成果に基づき、施策化の必要性が高いと認められた事業。
事務事業再構築特別枠	要求にあたり廃止する事業の一般財源相当額の範囲内 (「事務事業再構築」によるものを含む(当然減を除く))
指 定 枠 外 事 業	債務負担行為事業、受託事業、法令に基づく義務的な経費等別途財政課の指示する事業に係る所要額
そ の 他 要 求 枠 に 加 算 す る 額	27年度における創意工夫による節約相当額の合計額の範囲内

※東日本大震災関連経費、平成27年9月関東・東北豪雨に係る災害復旧事業費は重要政策等特別枠・指定枠外事業により、別枠で要求を認めることとする

第4 歳入に関する事項

1 県税

経済情勢の推移、税制の改正、地方財政計画の内容等を注視し、的確に見積もるとともに、徴収率向上に努めること。

2 地方交付税、地方譲与税、交通安全対策特別交付金及び県債

国の予算編成方針、地方財政計画、地方債計画、平成28年度以降の復旧・復興事業に係る閣議決定及び関係法令の改正動向等を十分勘案し、確実な見積もりを行うこと。

3 国庫支出金

国の予算の内容・交付基準等に留意して的確な見込み額を計上すること。

なお、国の動向を注視し、廃止事業費の計上又は整理縮小事業費等の過大見積もりのないよう十分留意することとし、国庫支出金の減少を一般財源で肩代わりすることのないよう十分留意すること。

なお補助（負担）率については、制度改正等による変更が明らかでない場合は、現行制度に基づいて見積もること。（H26年度最終補正で計上した地方創生交付金事業に係る補助（負担）率については1/2とすること。）

4 分担金及び負担金

原則として現行制度に基づいて見積もることとするが、負担者の負担能力を十分勘案すること。

5 使用料及び手数料

受益者負担の適正化の観点から、適正な料率・単価で見積もること。

なお、国の法令等に基づいて徴収することとなるものについては、国の動向を注視すること。

6 財産収入

財産・物品等の売払収入については、時価に即応した価額により見積もりを行い、収入の確保を図ること。

なお、未利用県有財産については、極力売却する方針で臨むこととし、積極的に収入確保を図ること。

また、保有土地関連では、改革工程表の売却目標との関連にも留意すること。

7 基金繰入金

特定目的基金については、条例の規定を踏まえ、事業へのさらなる活用を図ること。

特に、取崩し期限のあるものについては、残高との兼ね合いに留意し、安易に一般財源に振り替えないようにすること。

8 その他の収入

その他の収入についても、過年度の動向等を踏まえ的確に年間収入額を見込むこと。

なお、収入未済額の縮減を図るため、整理計画を立てその一掃を図ること。

第5 歳出に関する事項

1 人件費

(1) 職員給与費については、現行給料表等に基づき平成27年10月1日現在の現員現給により見積もることとするが、歳出の大宗を占めているので特に正確を期し、年度中途において多額の補正を要することのないよう十分留意すること。

(2) 特別職に係る報酬等については、現行報酬額等を参考に見積もること。

2 国庫補助（負担）事業

- (1) 効果の薄い補助金については、これを受け入れないこととともに、零細補助金は受け入れないことを基本として、特に厳選すること。
- (2) 補助基本額、補助単価等が実情に合わないものについては、合理的に事業が執行できるよう関係省庁との調整を図るとともに、事業効果、緊急度等を十分検討し事業の選択を行うこと。
- (3) 地方分権改革の観点から、国及び地方の役割分担に留意するとともに、国の動向を十分注視し、国庫支出金が過大見積もりとならないようにすること。

3 貸付金

社会情勢の推移に伴い、事業量の減少及び効果の乏しいもの等については廃止又は縮小するとともに、制度が固定化若しくは硬直化することのないよう見直しを行い、弾力的な運用ができるよう検討すること。

なお、貸付にあたっては、資金の需要状況等を検討し、真に必要な期間に限って貸付けること。

4 委託料

- (1) 行政の軽量化及び効率化を図るため、行政サービスの維持に配慮しつつ民間等への委託を積極的に推進することとし、「民間活力の導入に関する基本指針」(平成19年4月策定)により、外部委託の適否を検討すること。
- (2) 指定管理委託料については、現在の運営実績にも十分留意しながらも、経費節減が指定管理者制度導入の主たる目的の一つであることを踏まえ、極力経費節減に努めること。

5 受託事業

各事業主体による実施を原則とするが、止むを得ず受け入れる場合は執行体制など処理能力を十分参酌し、安易な受入はしないよう留意するとともに、事業費の中に人件費及び賃金等が組み込めるよう配慮すること。

6 建物の維持修繕

県有財産及び県管理施設等の維持修繕については、施設の現況を十分調査し、真に止むを得ないもの（危険性のあるもの、老朽化の激しいもの、施設の長寿命化等）に限り見積もること。

7 建物の新設・増改築

大規模建設事業以外の建物の新設・増改築については、極力抑制する方針で臨むこととするが、止むを得ない場合は、既施設の設置状況及び利用状況等を十分検討するとともに、他の未利用施設の活用など整備費の節減や後年度の維持管理経費等の増にも配慮して、真に必要なものについて見積もることとし、次の点に留意すること。

- (1) 建物の新設にあたっては、原則として建物建設計画等に基づき、用地の確保など関連する諸条件が整備されたもののみに限定すること。
- (2) 増改築については、組織上から機関の統廃合移転についても十分検討し、手戻りのないよう留意すること。

8 自動車の増車・更新

新規の増車は行わないものとする。

また、更新についても、年間稼動日数が85日未満又は年間走行キロ数が6,000km未満の車については認めないので留意すること。なお、購入は原則として低公害車とする

こと。

9 物件費

賃金、旅費、需用費等の行政事務費である物件費については、徹底した点検・精査により、一層の節減を図ること。

また、物品購入等に係る不適正な経理処理の再発を防止するため、予算要求の段階から、真に必要なものについては適切に見積もりの上要求するよう徹底すること。

なお、新規事業については、これまで同様原則として事務費は認めないので、十分留意すること。

10 市町村の負担を伴う事業

市町村の財政負担を伴う新規事業については、事業の内容及び負担額等につき、あらかじめ市町村と十分協議を行い、事業の執行段階において支障の生じないよう事前の調整をしておくこと。

11 審議会等に要する経費

食糧費や会場使用料の計上は所要額とするとともに、開催回数等についても直近の実績を踏まえた適正な要求とすること。

12 各種団体等への負担金・分担金

真に必要なものに厳選するとともに、団体等の収支、繰越金、基金等の財政状況も踏まえ、適正な額にすること。

13 森林湖沼環境税の充当事業

森林湖沼環境税は、森林湖沼環境税活用事業の時期5か年事業計画に記載のある事業項目に充当することとなっていることから、新たな項目の追加につながるような事業の新設を行わないこと。

第6 特別会計及び企業会計

特別会計及び企業会計については、一般会計同様ゼロベースの視点から、その設置の趣旨にまで立ち返り、全事務事業について徹底した見直し検討を行ったうえで要求すること。予算編成にあたっては、前記事項に準るとともに、県出資団体等調査特別委員会の最終報告等も踏まえ、企業感覚に立って経営状況及び今後の見通しについて十分検討を行い、安易に一般会計からの繰出等に依存することのないよう見積もること。

特に、企業会計にあっては、長期的な見通しのもとに極力合理化を図るなど、経営の健全化を推進すること。

また、内部留保資金を保有する会計においては、一般会計からの借入金や県債の繰上償還についても積極的に検討すること。